

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 衛星船位測定送信機等の機能を損なう行為の禁止について定めました。(第50条関係)
- (2) 刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止されこれらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、必要な改正を行いました。(第57条関係)
- (3) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。